

令和5年12月

萩市議会定例會議案（追加）

議 案 目 次

議案番号	件 名
106	萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第106号

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和5年12月6日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

萩市国民健康保険条例（平成17年萩市条例第138号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の2」を「第36条の3」に改める。

第10条中「及び第29条の3」を「、第29条の3及び第29条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の2中「及び第29条の3」を「、第29条の3及び第29条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第20条中「第29条」の次に「及び第29条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第28条第1項中「又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」を「若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」に、「若しくは減少した場合」を「又は減少した場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第21条の額」を「若しくは第21条の額」に改め、「第29条第1項各号」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第29条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含

む。次項において同じ。)に定める第14条若しくは第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第29条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「又は特例対象被保険者等となった日の属する月」を「若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第29条の3第1項に定める第14条若しくは第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号に定める額、第29条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第29条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第29条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第29条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第36条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月

(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料率に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第19条の3又は第19条の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第19条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第21条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第24条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第29条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる

割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第 14 条第 2 項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 11 条又は第 15 条」とあるのは「第 19 条の 3 又は第 19 条の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、第 6 項中「第 14 条」とあるのは「第 19 条の 6」と読み替えるものとする。

8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 11 条又は第 15 条」とあるのは「第 21 条」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 6 項中「第 14 条」とあるのは「第 24 条」と読み替えるものとする。

第 6 章中第 36 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第 36 条の 3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにできる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにできる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行う

ことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の萩市国民健康保険条例第29条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。